

## 滋賀・宮町遺跡



(水口)

宮町遺跡は、国指定史跡紫香楽宮跡の北方約2kmに位置する。後者に残存する礎石の配置が寺院遺構を示しているため、紫香楽宮跡の所在地については種々の見解があつた。一九六九年から始まつた県営圃場整備事業で、三本の柱根が発見されたことをきっかけとして、宮町遺跡がその候補地の一つとみられ

るようになった。一九八三年度の第一次調査から数えて、一九九四年度末現在で一七次におよぶ調査を実施している。  
これまでに木簡が出土したのは、一九八六年度の第四次調査、一九九二年度の第一二次調査、一九九三年度の第一三次調査の三回である。第四次調査の概要は本誌第一〇号で報告したが、若干補足する。第一二次調査出土の木簡は、文字の判読ができない墨付の小片一点のみであるので、省略する。ここでは主に第一三次調査出土木簡について報告する。

第一三次調査では、四つのトレンチを設定した。このうち木簡が出土したのは、第一トレンチ南半部で、第四次調査の木簡出土地点（SD六一七）の東約一〇〇mにあたる。第二トレンチ南半部では、中央を横切る谷SV一三二五八を、宮の造営にともなつて短期間で埋め立てて整地し、その後にSD一三二五〇・一三二五五とSD一三二五六の二条の溝を掘削したことが判明した。

谷SV一三二五八は、北東から南西に伸びる幅三〇~四〇mの浅い谷で、これを埋め立てた整地土の中から、木簡、「御厨」「石」などの墨書き土器、「□厨司水」と書かれた線刻土器、和同開珎、土師器、須恵器、角材などが出土した。角材のうち一点は、年輪年代測定法によつて、七四二年（天平一四）に伐採されたという結果がでている。整地の時期はこのころであろう。

溝SD一三二五〇とSD一三二五五は一連の溝と考えられ、幅約

1 所在地 滋賀県甲賀郡信楽町宮町  
2 調査期間 第一三次調査 一九九三年（平5）七月~一九九四年三月  
3 発掘機関 信楽町教育委員会  
4 調査担当者 鈴木良章・高橋加奈子

5 遺跡の種類 宮跡  
6 遺跡の年代 八世紀  
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

二・五・四・〇m、深さ約〇・四mである。木簡、土師器、須恵器、ヤマモモ・ナツメ・ブドウなどの種子が出土した。溝SD一三三一五六は、幅〇・六m、深さ〇・二mで、右記の溝SD一三三一五〇・一三三一五五によって切られている。ここからは、木簡、土師器、須恵器、「石」の墨書土器、鳥形、木杓子、右と同様の種子などが出土した。この二条の溝は、掘削後、よく短期間だけ機能したあと、埋められたと考えられる。

このほか、第二トレンチ北半部では、掘立柱建物や溝が検出されている。また、第一トレンチでは二条の一本柱列、数条の溝その他が検出された。そのうち、溝SD一三三一五二は、第四次調査で木簡が出土した溝SD六一一七の東の延長部分であるが、今回の埋土には木簡は含まれていなかつた。

### 8 木簡の釀文・内容

宮町遺跡から出土した木簡は、一九九四年末現在で約一五〇点を数える（うち削屑約一二〇点）。いのいでは、整理を終えた分の中から三九点について、釀文を掲げて検討する。

#### 一 第四次調査

SD六一一七

▽垂見〔王カ〕

(1)

(156)×(47)×5 081

1 奈加王

□

天平十□年〔七カ〕

(108)×(82)×7 081

1 小□〔幡カ〕

□

1 淡□〔刑カ〕

(278)×(87)×7 081

1 志×

(165)×(35)×6 081

1 炭一斗□〔俵充カ〕

163×24×3 032

1 石□匁〔匁〕

これらは、すでに本誌第一〇号で報告した。ところが、今回赤外線テレビで再調査したところ、釀文を改める必要が生じたものがあるので、あらためていのいで補足報告する。

(2)には、二行とも合点があることが新たに確認された。これによつて、「奈加王」という王名に合点が付けられていたことが明らかになつた。(1)～(5)は同一の木簡である可能性が強いから、(1)の「垂見□〔王カ〕」(2)の二行目の「□」、(4)の「小□〔幡カ〕」「淡□」、(5)の「志×」などの合点を付するものも王名と考えてよからう。これらによると、(1)～(5)は、王名を列挙した大型の木簡に、何らかのチェックを行な

つて合点を施したもの断片であろう。

(6)は、前回は品目名が読めなかつたが、「炭」であることが判明した。また「□ □」「石□呂」などの釈文を得ることができた。

炭の支給に関する伝票的なものであろう。

## 二 第一三次調査

SD-III-50

091

90

□ 煮 カ

091

91

「行

鐵一百廷

有有有

091

91

SD-III-55

091

(7) 「山背国司解解宮  
皇后<sup>后</sup>皇后<sup>后</sup>職職職  
皇后宮皇后宮

(他ニモ削り残りヤ重  
ネ書キノ習書アリ)

・「山 背 国 司 解 解 足  
解解解解足

・「解 解 解 解 足

(他ニモ「司」ナド  
ノ重ネ書キアリ)

・「解 解 解 解 足

(97)×40×3 019\*

天平十五年十月十一日 カ

(86)×30×4 081

「重捌拾漆口

(9) 「重捌拾漆口  
参合 カ 鹿

(109)×(21)×3 081

「重捌拾漆口

(58)×14×1 081

参合 カ 鹿

(11) 「重捌拾漆口

「第

(12) 「大 口 養 カ

(11) 「大 口 養 カ

(121)×19×3 081

「大 口 養 カ

(122)×19×3 081

「大 口 養 カ

(123)×19×3 081

「大 口 養 カ

(124)×19×3 081

「大 口 養 カ

(125)×19×3 081

「大 口 養 カ

(126)×19×3 081

「大 口 養 カ

(127)×19×3 081

「大 口 養 カ

(128)×19×3 081

「大 口 養 カ

(129)×19×3 081

「大 口 養 カ

(130)×19×3 081

「大 口 養 カ

(131)×19×3 081

「大 口 養 カ

(132)×19×3 081

「大 口 養 カ

(133)×19×3 081

「大 口 養 カ

(134)×19×3 081

「大 口 養 カ

(135)×19×3 081

「大 口 養 カ

(136)×19×3 081

「大 口 養 カ

(137)×19×3 081

「大 口 養 カ

(138)×19×3 081

「大 口 養 カ

(139)×19×3 081

「大 口 養 カ

(140)×19×3 081

「大 口 養 カ

(141)×19×3 081

「大 口 養 カ

(142)×19×3 081

「大 口 養 カ

(143)×19×3 081

「大 口 養 カ

(144)×19×3 081

「大 口 養 カ

(145)×19×3 081

「大 口 養 カ

(146)×19×3 081

「大 口 養 カ

(147)×19×3 081

「大 口 養 カ

(148)×19×3 081

「大 口 養 カ

(149)×19×3 081

「大 口 養 カ

(150)×19×3 081

「大 口 養 カ

(151)×19×3 081

「大 口 養 カ

(152)×19×3 081

「大 口 養 カ

(153)×19×3 081

「大 口 養 カ

(154)×19×3 081

「大 口 養 カ

(155)×19×3 081

「大 口 養 カ

(156)×19×3 081

「大 口 養 カ

(157)×19×3 081

「大 口 養 カ

(158)×19×3 081

「大 口 養 カ

(159)×19×3 081

「大 口 養 カ

(160)×19×3 081

「大 口 養 カ

(161)×19×3 081

「大 口 養 カ

(162)×19×3 081

「大 口 養 カ

(163)×19×3 081

「大 口 養 カ

(164)×19×3 081

「大 口 養 カ

(165)×19×3 081

「大 口 養 カ

(166)×19×3 081

「大 口 養 カ

(167)×19×3 081

「大 口 養 カ

(168)×19×3 081

「大 口 養 カ

(169)×19×3 081

「大 口 養 カ

(170)×19×3 081

「大 口 養 カ

(171)×19×3 081

「大 口 養 カ

(172)×19×3 081

「大 口 養 カ

(173)×19×3 081

「大 口 養 カ

(174)×19×3 081

「大 口 養 カ

(175)×19×3 081

「大 口 養 カ

(176)×19×3 081

「大 口 養 カ

(177)×19×3 081

「大 <span style="border: 1px solid

1994年出土の木簡

- (22) 「   龍麻<sup>口</sup>調塩<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>」 333×35×7 033
- (23) 「 調塩<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>」 318×33×5 031
- (24) 「                                        <img alt="square" data-b

(7)は習書木簡である。「山背国司解」「皇后宮職」などの文字が注目される。この木簡は、宮町遺跡で書かれた可能性が強いから、紫香楽宮にいた皇后宮職関係者にかかるものであろう。また、紫香楽宮と山背国府との間に官人の往来があつたことを想定させる。

(12)～(16)、(28)～(32)は削屑である。これらをふくめて多くの削屑が出土したということは、溝SD一三三一五〇・一三三二五五の近辺で事務が取られており、そのための施設が存在していたことを示唆する。後述のように、(6)～(34)は伝票的なもの、(26)～(35)は帳簿である。また(1)～(5)は、列举した王名を他の資料と照合するという事務作業が行なわれたことを示唆している。

これらの削屑、伝票的木簡、帳簿や、王名を記した(1)～(5)は、宮町遺跡の一郭に事務官とその施設からなる事務機構が存在したことを見している。宮町遺跡は紫香楽宮と考えられるので、この事務官と事務機構とは、紫香楽宮の官人と官庁を意味することになる。

(17)は、現状では一片に分離しているが、同一木簡と考えられる。

中間部分は欠失している。「有度」の下にわずかに墨が残っている。その位置関係や残画からみて「郡」であろう。記載内容からみても、駿河国有度郡と統いていたとみてよい。さらにその下の欠失部分に、郷名、人名が書かれていたのである。

裏面の数字は「八斤五両」である。養老賦役令1調絹絶条には、正丁一人分の調雜物として「煮堅魚廿五斤」とみえる。これは小斤

であるので、大斤に換算すると八斤五両八銖となり、八銖を切り捨てて貢納額としていたことがわかる。つぎに「煮堅」の上の文字は、腐蝕によつてやや不鮮明になつていて、残画からみて「調」である可能性はきわめて高い。したがつてこれは、駿河国有度郡(静岡市南半)の調の煮堅魚の荷札である。

これまで荷札は、(17)～(25)(33)(39)の一一点出土している。そのうち国名がわかるのは、駿河国(17)(33)、上総国(18)、越前国(21)、参河国(39)の四カ国である。そこで注意されるのが、「統日本紀」天平一五年(七四三)一〇月壬午(一六日)条にみえるつぎの記事である。

東海東山北陸三道廿五国今年調庸等物、皆令貢於紫香楽宮

これは、東日本の三道諸国の調庸物を紫香楽宮に運び込むように命じたものである。天平一五年の上記諸国の調庸物は、紫香楽宮に運ばれたのである。さきの四カ国は、東海道と北陸道に属しているので、この指令によく合致する。上の指令にもとづいて紫香楽宮に運ばれてきた調の荷札と考えられる(33)については後述)。

これらの木簡は、荷物の中身を消費したために、梱包材とともにゴミとして廃棄されたと考えられる。水流などで廃棄後に大きく移動していなければ、出土地点の近くで消費されたと考えられる。したがつて、諸国から運ばれてきた荷物の中身(調庸物)は、宮町遺跡で消費されたとみてよい。このことは、宮町遺跡が紫香楽宮に他ならないことを意味している。

(18)は、腐蝕がかなり進んでおり、肉眼では全面に墨痕があることがわかる程度であるが、赤外線テレビによつてある程度読むことができた。上端は腐蝕しているが、原形を保つてゐるといはれる。また、上端近くの左側に切り込みのあとがごくわずか残つてゐる。残存している右半分の下端も、原形が残つてゐる可能性が高いが、腐蝕が激しく断定しにくい。これからみて、〇三九型式とするのが適当であろう。

墨書は片面だけにある。上から二文字目と三文字目は、かるうじて「総朝カ」と読むことができる。この木簡は荷札であるから、上端付近のこの二文字は国郡名のはずである。国郡名で「総朝」の組み合わせは、上総国朝夷郡のほかにはない。中ほど部分の「輸鮁」の下は、残画から「調」の可能性がかなり高い。

朝夷郡は、房総半島の先端部に相当する（千葉県安房郡白浜町・千倉町・丸山町・和田町付近）。この郡は、ほとんどの時期は安房国に属していたが、つぎの二時期のみ上総国に属していた。(1)養老二年（七一八）五月以前と、(2)天平一三年（七四一）一二月から天平宝字元年（七五七）五月まで、である。そうすると、「総朝」と記されてゐるこの木簡は、朝夷郡が上総国に属していた(1)(2)のいずれかの時期のものである。いずれかは木簡自体からは決められないが、伴出した須恵器・土師器から、(2)の時期のものと考えてよい。

つぎに、「輸鮁調」という記載に注意したい。この特異な表記は、

平城京二条大路木簡中の安房国の中にも見いだせる。また、煮堅魚(17)、土坑SK八一〇出土の木簡の中にも見いだせる。宮町遺跡出土の荷札(18)、荒堅魚(20)(33)、塩(22)(23)を調として貢上する荷札木簡は、平城宮・平城京からこれまでに多く出土している。宮町遺跡出土の荷札は、形態・書式・書風その他の点で、それらとよく似ている。宮町遺跡出土の荷札は、平城宮・京出土木簡と基本的に同類であるといふ。このように、

(19)は、上端を圭頭に整形し、上端側の左右に切り込みがある。下端も原形のままである。型式からすると、荷札または付札である。墨書は片面だけにある。形状および下半の文字からすると、心太（ココロブト、コルモハ）が三斗入つた古（籠）につけられていた札である。これを荷札と考へると、「心太」の上にくる可能性のある記載は、税目、人名、地名のいずれかであろう。「心太」の上三文字の冒頭はほぼ「薩」みてよい。薩で始まる三文字の人名としては、薩妙觀などの渡来系の人名が考へられる。また地名としては、薩摩国や薩摩郡、阿波国那賀郡薩摩駅があるが、常陸国久慈郡薩都郷が注意される。しかし、この三文字の中に税目をあらわす文字が絶対なかつたとも断言できないから、この三文字の理解は、今のところ保留しておきたい。

(20)は、斜め左下から右上にかけて二次的に切りとられて、上端が尖つてゐる。また、下端部の右側に切り込みが残つてゐる。したが

つて、現状では型式番号は○三三二とせざるをえない。しかし、下端だけに切り込みがある荷札は稀であるから、二次加工される以前は、両端の左右に切り込みのある○三三一型式であつたと推定される。墨書は、現存部分では片面だけにある。国衙様書風で書かれており、数量記載は大字である（大字で書かれたものは、他に⑨がある）。形態と墨書から、調の荒堅魚の荷札木簡であることがわかる。

この木簡に記される調荒堅魚の重量は一斤一〇両である。養老賦役令1調絹絶条の正丁一人分の調雜物「堅魚卅五斤」（小斤）を大方に換算すると一斤一〇両一六銖となる。この一六銖分をカットして一人分の貢納量としたのである。調の（荒・龜）堅魚の荷札は、これまでに駿河国、伊豆国、志摩国、阿波国のものが出土している。このうち阿波国のは、今までのところ、いずれも六斤という特徴的な数量になつていて、この点からすると、⑩は阿波国のものではない可能性が高い。

⑪は、いまのところ唯一の中男作物の荷札である。これ以外に判明する税目はすべて調である（⑫⑯⑰⑲～⑭⑯）。庸や贊の荷札はまだ出土していない。

⑫は⑪とともに、日付をあげて何事かを記していく内容からみて、帳簿の断片と判断される。

⑬の「造大殿□」は「大殿」「造所」の用例からみて、宮殿や官庁などの公の中心的な建物を造営する部署と判断できる。「造大

殿所」は、造離宮司または造宮省という紫香楽宮の造営に関連する公的機関のもとで、「大殿」とよばれる建物の造営にあたつていたと考えられる。この削屑の出土によつて、紫香楽宮の中心的な建物が宮町遺跡に存在したことがきわめて濃厚になつた。

⑭は、駿河国の調の荷札である。年紀の天平一三年一〇月は、恭仁京から紫香楽地方に通ずる道路が開かれる天平一四年二月より前、したがつて、紫香楽宮の造営開始以前である。この点は、つぎのように解釈できる。紫香楽宮の造営は、恭仁京の造営と関係しながら進められた。（7）もそれを示唆している。したがつて、⑭は、恭仁京に集積されたものが紫香楽宮に転送された、と考えるのが自然である。

⑯は、「御炊殿」で調理した「食」の支給に関する伝票的なものである可能性がある。前述の⑯も伝票的な内容であった。このような伝票的な内容の木簡が出土したことは、削屑や帳簿の出土とともに、近くに事務官庁が存在したことを示している。「御炊殿」は「御」とあるから、調理の対象もしくはこの殿舎が所属する主体は、かなり限定される。これと関連して、谷SV一三二一五八から「御厨」と書かれた墨書土器が出土していることが注目される。「御厨」の用例は、八世紀ではきわめてとぼしく、「御炊殿」と同様、対象をごく限的に考える必要がある。

⑯は、墨痕は明瞭であるが、いずれも判読できない。

(38)の上端は、ごく一部分が原形を留めている。第一字目は「金」の可能性が強く、全体で「金光明寺」と読みとることができる。(38)は(30)とともに、宮町遺跡と仏教との関連を示唆している。

以上の検討で明らかのように、これまでに宮町遺跡から出土した木簡は、相互に相まつて、宮町遺跡が紫香楽宮にほかならないことを示している。

#### 9 関係文献

信楽町教育委員会「宮町遺跡発掘調査報告」I(一九八九年)

同「紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告」(一九九四年)

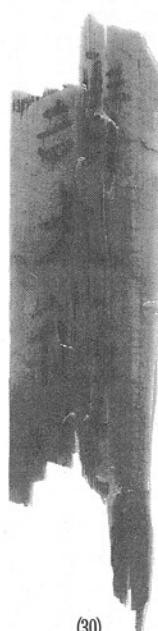
榮原永遠男「今よみがえる紫香楽宮」(信楽町教育委員会、一九九四年)

鈴木良章「紫香楽宮関連遺跡の調査」(『日本歴史』五六七 一九九五年)

(1~7 鈴木良章  
8~9 榮原永遠男)



(31)



(30)



(29)